

事務連絡
令和4年12月27日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医療経理室
健康局結核感染症課

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）の
病床確保料の執行について（その2）

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）の病床確保料については、会計検査院の指摘を踏まえて医療機関に対する自主点検を行っていたところですが、当該自主点検の結果を踏まえて、実績報告書の再提出及び国庫への返還が必要となる場合の事務手続について下記のとおりご連絡いたします。

都道府県におかれましては、実績報告書の再提出に際し、返還見込額が特に大きい医療機関や、他の医療機関に比べて病床使用率が著しく低い医療機関など特に都道府県が必要と認める医療機関に対する現地調査の実施も併せて検討するようお願いいたします。

なお、厚生労働省においても「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第15条に基づく都道府県への現地調査を検討しておりますのでご了知下さい。

記

1. 提出期限

(1) 令和2年度分

令和5年2月28日（火）

(2) 令和3年度分

① ②に該当しない都道府県

令和5年3月31日(金)

② 都道府県において令和3年度から令和4年度への繰越を行っている都道府県

令和5年6月30日(金)

※ (1) 及び (2) に係る国庫への返還は、来年度に調整させていただきますので、来年度に返還できるよう必要な予算の確保等、所要の準備をお願いします。

※ 上記のスケジュールでの対応が困難な場合は以下の照会先（厚生労働省健康局結核感染症課）までご相談ください。

2. 提出資料

(1) 交付額確定済の場合は、以下を提出して下さい。

- ・ 修正後の実績報告書（見え消し及び溶け込み）
- ・ 理由書（概要、再発防止策等を記載して下さい。）
- ・ 修正対応表
- ・ 別添

※病床確保料の再審査の内容（実地調査やヒアリング等の実施状況）

※自主点検結果から変更があった場合は、変更箇所と変更となった理由が分かるもの

(2) 実績報告書提出済みだが交付額未確定の場合は、以下を提出して下さい。

- ・ 修正後の実績報告書（溶け込み）
- ・ 理由書（概要、再発防止策等を記載して下さい。）
- ・ 修正対応表
- ・ 別紙

(3) 実績報告書を未提出の場合は、以下を提出して下さい。

- ・ 実績報告書
- ・ 別紙

3. 提出先

厚生労働省健康局結核感染症課予算係

(照会先) 病床確保料に関すること

厚生労働省医政局総務課（内線：2609、2672、4183）

実績報告書に関すること

厚生労働省健康局結核感染症課（内線：2381、2295）

以上

(別紙)

事務連絡
令和4年11月8日

各都道府県衛生主管部(局) 御中

厚生労働省医政局医療経理室
健康局結核感染症課

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)の
病床確保料の執行について

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)の病床確保料については、会計検査院から送付のあった令和3年度決算検査報告(令和4年11月7日)において、

- 「・ 患者が入院していて病床確保事業の対象とならない入院期間中の病床数を延べ病床数に計上していたため交付金が過大に交付されていた事案
- ・ 病床区分を誤って1日1床当たりの単価がより高額な病床区分の病床確保料を適用したため交付金が過大に交付されていた事案」

があったとの指摘を受けています。

つきましては、各都道府県におかれましては、下記の点にご留意いただき、令和2、3年度における同様の事例について医療機関に対し自主点検を依頼するようお願いいたします。また、令和4年度の病床確保料の交付についても、今般の会計検査院からの指摘を踏まえて適切に指導いただきますようお願いいたします。

自主点検の結果については、別添様式を活用して都道府県ごとに取りまとめでいただいた上で令和4年12月9日(金)までに厚生労働省にご報告いただくようお願いいたします。

その上で、自主点検の結果を踏まえ、都道府県において国庫返納が確定された場合の取扱等については、追ってご連絡いたします。

なお、すでに都道府県において先行して自主点検等を行っている場合は、その結果をご報告いただくことで、本事務連絡の対応を行っていただいたものとみなします。

(照会先) 厚生労働省医政局
(内線 : 2609、2672、4183)

記

1. 患者が入院していて病床確保事業の対象とならない入院期間中の病床数を延べ病床数に計上していたため交付金が過大に交付されていた事案について
「患者が入院していて病床確保事業の対象とならない入院期間中の病床数を延べ病床数に計上していたため交付金が過大に交付されていた事案」が指摘されているため、医療機関において、令和2、3年度に病床確保料を交付申請した病床数について、患者が入院している日（特に患者の退院日）の病床数が含まれていないか自主点検をお願いいたします。
2. 病床区分を誤って1日1床当たりの単価がより高額な病床区分の病床確保料を適用したため交付金が過大に交付されていた事案について
「病床区分を誤って1日1床当たりの単価がより高額な病床区分の病床確保料を適用したため交付金が過大に交付されていた事案」が指摘されているため、医療機関において、令和2、3年度に病床確保料を交付申請した病床数について、
 - ・ 看護師の配置状況に応じた病床区分の病床確保料を適用しているか、
 - ・ 休止病床は休止する前の病床区分の病床確保料を適用しているか、自主点検をお願いいたします。

以上

(参考1)

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に関するQ & A (第1版) について (令和2年5月13日付け厚生労働省医政局医療経理室・厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡) (抜粋)

○新型コロナウイルス感染症対策事業

12 病床確保料の対象となるのはどのような期間でしょうか。

(答)

○病床確保料の対象は空床に係る経費であり、空床日数については、以下の日数の合計となります。

- ・「新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保について依頼」(令和2年2月9日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡)に基づき病床を確保した日から新型コロナウイルス感染症患者等の入院前日まで
- ・新型コロナウイルス感染症患者等の退院後、消毒等のため空床とした日数

○新型コロナウイルス感染症患者等の入院期間中は病床確保料の対象とはなりません。

○なお、多床室で新型コロナウイルス感染症患者を受け入れ、当該患者が使用しない病床を空床にせざるを得なかった場合、当該病床については病床確保料の対象となり、当該患者の入院期間中の病床確保料を計上することが可能です。

(参考2)

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に関するQ & A (第7版) について (令和2年9月28日付け厚生労働省医政局医療経理室・厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡) (抜粋)

○新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業

8 補助上限額が病床区分によって異なるが、ICU、HCUの病床確保料は、具体的にどのような病床が対象となるのでしょうか。

(答)

○以下の入院料を算定している病床は、ICUの病床確保料となります。

救命救急入院料1

救命救急入院料2

救命救急入院料3

救命救急入院料4

特定集中治療室管理料1

特定集中治療室管理料2

特定集中治療室管理料3

特定集中治療室管理料4

総合周産期特定集中治療室管理料 (母体・胎児)

総合周産期特定集中治療室管理料 (新生児)

新生児特定集中治療室管理料1

新生児特定集中治療室管理料2

小児特定集中治療室管理料

○以下の入院料を算定している病床は、HCUの病床確保料となります。

ハイケアユニット入院医療管理料1

ハイケアユニット入院医療管理料2

脳卒中ケアユニット入院医療管理料

新生児治療回復室入院医療管理料

(参考3)

新型コロナウイルス感染症重点医療機関及び新型コロナウイルス感染症疑い患者受入協力医療機関について（令和2年6月16日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）（抜粋）

7. 補助額

(1) 略

(2) 専用病棟化のために休床とした病床（休止病床）については、当該病床を休止する前の診療報酬の区分に準じた病床確保料を適用することとし、具体的には別添のとおりとする。